

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社大林組(東京都港区港南2-15-2)[1000002007]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和8年5月26日 ~ 令和8年6月25日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域2 東京支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。この件について、当該業者及び当該業者の社員2名は、令和8年3月24日付で鵜沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者が、労働安全衛生法に違反し、罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)